

(中略)

過去に対象者株主がモンゴル銀行の事前承認を取得せずに対象者株式を取得したことを理由として、ハーン銀行に対する対象者の議決権及び配当受領権を停止する旨の通知がなされたことは、本公開買付けを通じて対象者の過半数の議決権を取得するためにはモンゴル銀行の事前承認が必要であり、且つ、公開買付者がモンゴル銀行の事前承認を取得せずに本公開買付けが成立した場合には、対象者が保有するハーン銀行株式に係る議決権及び配当受領権が停止される可能性があるとの公開買付者の認識と整合するものであるため、公開買付者がモンゴル銀行に対して独自に照会等を行う予定はなく、モンゴル銀行による事前承認を早期に取得できるよう粛々と対応する予定です。

(後略)

(訂正後)

(前略)

そして、対象者が、2021年6月2日付で臨時報告書を提出したことから、公開買付期間を、2021年6月18日（金曜日）まで延長し、公開買付期間を合計323営業日とすることといたしました。そこで、①公開買付者が、(i)ハーン銀行が2021年2月10日にモンゴル銀行に提出したリーガルオピニオンを踏まえた検討状況を可及的に速やかにご教示いただきたい旨、(ii)公開買付者は、本公開買付けに際して、ハーン銀行がモンゴル銀行による事前承認を受けることが必要であるという内容の、モンゴル銀行総裁（Governor）による2020年2月20日付の書面を受領して以来、モンゴル銀行から要請された資料を可能な限り提出し、質問にも真摯に回答してきた旨、並びに(iii)事前承認に関する検討状況を可及的に速やかにご教示いただきたい旨及び事前承認の申請を承認する旨の判断を実務上可能な限り速やかに実施いただきたい旨を記載した2021年6月15日付のモンゴル銀行宛て書面を、同月17日に、ハーン銀行を通じて、モンゴル銀行に提出したこと、並びに、②公開買付代理人を三田証券株式会社に変更したことから、公開買付期間を、2021年7月2日（金曜日）まで延長し、公開買付期間を合計333営業日とすることといたしました。

(中略)

上記の通り、2021年3月23日付のモンゴル銀行宛て書面に対してモンゴル銀行から返答がない場合には、対応方針を再度検討することも選択肢のひとつとしておりましたが、モンゴル国内で新型コロナウイルスの影響による行動制限がなされており、モンゴル銀行の判断・対応が遅れている可能性があることと判断したことから（なお、対象者の株主の構成の変更についてハーン銀行の株主総会で決議・協議し、同株主総会の議事録を提出することや2021年3月23日付のモンゴル銀行宛て書面に対する返答状況について、同年4月20日までの間に、対象者との間で連絡はとっておりません。）、再度モンゴル銀行に対して書面を送付して状況を照会するのみといたしました。公開買付者としては、モンゴル国内での新型コロナウイルスの影響による行動制限の状況を注視し、当該行動制限の状況を踏まえて、モンゴル銀行の判断・対応を待つべきか、再度モンゴル銀行に対して書面を送付して状況を照会するか、対応方針を再度検討するか等を検討しましたが、同年6月15日までにモンゴル銀行から何ら連絡がなかったことから、公開買付者は、(i)当該リーガルオピニオンを踏まえた検討状況を可及的に速やかにご教示いただきたい旨（引き続き、モンゴル国内で新型コロナウイルスの影響による行動制限がなされており、どの程度の期限であれば現実的か判断しかねたことから、期限は特に設けておりません。）、(ii)公開買付者は、本公開買付けに際して、ハーン銀行がモンゴル銀行による事前承認を受けることが必要であるという内容の、モンゴル銀行総裁（Governor）による2020年2月20日付の書面を受領して以来、モンゴル銀行から要請された資料を可能な限り提出し、質問にも真摯に回答してきた旨、並びに(iii)事前承認に関する検討状況を可及的に速やかにご教示いただきたい旨及び事前承認の申請を承認する旨の判断を実務上可能な限り速やかに実施いただきたい旨（上記(i)と同様の理由により、期限は特に設けておりません。）を記載した2021年6月15日付のモンゴル銀行宛て書面を、同月17日に、ハーン銀行を通じて、モンゴル銀行に提出いたしました（当該2021年6月15日付のモンゴル銀行宛て書面については、原本及び写しの双方を提出することを想定しており、写しについては、同月17日、対象者を通じて電子メールによってハーン銀行に送信し、ハーン銀行がモンゴル銀行に手交により提出いたしました。原本については、同日、ハーン銀行宛てに郵送し、今後、ハーン銀行が受領次第、モンゴル銀行に手交により提出する予定です。なお、モンゴル国内での新型コロナウイルスの影響による行動制限のため、ハーン銀行によるモンゴル銀行への提出が、従前より遅れる可能性があると考えております。）。上記の通り、2021年4月20日付のモンゴル銀行宛て書面に対してモンゴル銀行から返答がない場合には、モンゴル銀行の判断・対応を待つこと、及び、対応方針を再度検討することも選択肢のひとつとしておりましたが、モンゴル国内で新型コロナウイルスの影響による行動制限がなされており、モンゴル銀行の判断・対応が遅れている可能性があるとしても、現状のままモンゴル銀行による連絡を待ち続けても事態が進展しないと考えたことから、上記(i)乃至(iii)の事項を記載した2021年6月15日付のモンゴル銀行宛て書面を送付することといたしました（なお、対象者の株主の構成の変更についてハーン銀行の株主総会で決議・協議し、同株主総会の議事録を提出することや2021年3月23日付のモンゴル銀行宛て書面及び2021年4月20日付書面に対する返答状況について、モンゴル銀行の判断・対応を待っている段階であり、提出する必要があるとの回答を得たわけではないことから、同年6月17日までの間に、対象者との間で連絡はとっておりません。また、これまで、モンゴル銀行から、ハーン銀行や対象者に対し何らかの連絡があった場合には、対象者が速やかに公開買付者に連絡していたため、対象者の株主の構成の変更についてハーン銀行の株主総会で決議・協議し、同株主総会の議事録を提出することや2021年3月23日付のモンゴル銀行宛て書面及び2021年4月20日付書面について、モンゴル銀行から、ハーン銀行や対象者に対し何らかの連絡があった場合には、対象者が速やかに公開買付者に連絡することを想定しているため、公開買付者は、対象者に対し、モンゴル銀行からの返答状

況の確認等は行っておりません。) 。同年6月17日現在、モンゴル銀行から当該2021年3月23日付のモンゴル銀行宛て書面及び2021年4月20日付のモンゴル銀行宛て書面に対して返答はありません。

公開買付者は、同年6月15日、対象者を通じて、上記2021年6月15日付のモンゴル銀行宛て書面の写しを同月17日に手交により提出する際に、ハーン銀行に、モンゴル銀行に対して、(a)モンゴル銀行の事前承認の判断の状況、並びに対象者の株主の構成の変更についてハーン銀行の株主総会で決議・協議し、同株主総会の議事録を提出することの要否や2021年3月23日付のモンゴル銀行宛て書面及び2021年4月20日付書面に対する返答状況を確認してもらい、また、(b)事前承認の判断を実務上可能な限り速やかに行うこと、及び事前承認を得られる時期の見込みを公開買付者に連絡するよう要請することを依頼しました。それに対し、同年6月18日、ハーン銀行からは、(ア)ハーン銀行は定期的にモンゴル銀行に対し、事前承認の判断の状況を尋ねている旨、及び(イ)モンゴル銀行は現在事前承認の判断中であり、書面によって事前承認の判断の結果を正式に回答する予定である旨伝えられました。なお、公開買付者は、2021年4月20日付のモンゴル銀行宛て書面の原本を同年5月6日にハーン銀行がモンゴル銀行に手交により提出してから同年6月17日現在までの期間に、ハーン銀行から、何ら連絡を受けておらず、また、ハーン銀行に対して直接又は対象者を介しての連絡もしておりません。

また、公開買付者は、2021年2月10日付提出書面の原本を、同月25日に、ハーン銀行を通じて、モンゴル銀行に提出いたしました。2021年2月10日付提出書面については、2021年2月10日、公開買付者が対象者を通じて電子メールによってその写しをハーン銀行に送信し、同日、ハーン銀行がモンゴル銀行に手交によって当該写しを提出いたしました。原本については、同日に郵送にて発送していたものが同月24日にハーン銀行に到達し、同月25日にハーン銀行がモンゴル銀行に手交により提出するに至りました。なお、2021年2月10日及び同月25日に、2021年2月10日付提出書面の写し及び原本をそれぞれモンゴル銀行に提出した後、同年6月17日までにモンゴル銀行から何ら連絡はありません。公開買付者としては、2021年3月23日付のモンゴル銀行宛て書面及び2021年4月20日付のモンゴル銀行宛て書面と併せて、モンゴル国内での新型コロナウイルスの影響による行動制限の状況を注視し、当該行動制限の状況を踏まえて、モンゴル銀行の判断・対応を待つべきか、再度モンゴル銀行に対して書面を送付して状況を照会するか、対応方針を再度検討するか等を検討しましたが、上記の通り、モンゴル国内で新型コロナウイルスの影響による行動制限がなされており、モンゴル銀行の判断・対応が遅れている可能性があるとしても、現状のままモンゴル銀行による連絡を待ち続けても事態が進展しないと考えたことから、上記(i)乃至(iii)の事項を記載した2021年6月15日付のモンゴル銀行宛て書面を送付することといたしました。

(中略)

過去に対象者株主がモンゴル銀行の事前承認を取得せずに対象者株式を取得したことを理由として、ハーン銀行に対する対象者の議決権及び配当受領権を停止する旨の通知がなされたことは、本公開買付けを通じて対象者の過半数の議決権を取得するためにはモンゴル銀行の事前承認が必要であり、且つ、公開買付者がモンゴル銀行の事前承認を取得せずに本公開買付けが成立した場合には、対象者が保有するハーン銀行株式に係る議決権及び配当受領権が停止される可能性があるとの公開買付者の認識と整合するものであるため、公開買付者がモンゴル銀行に対して独自に照会等を行う予定はなく、モンゴル銀行による事前承認を早期に取得できるよう粛々と対応する予定です。

公開買付者は、2021年6月18日現在、依然としてモンゴル銀行による事前承認がなされないことに鑑み、膠着状態にある現状を打開するための方策の検討を開始せざるを得ない段階に至っていると認識しているところ、公開買付代理人であった株式会社SBI証券との間で見解の相違が生じる可能性があることが判明したことから、同日付で、公開買付代理人を株式会社SBI証券から三田証券株式会社に変更いたしました。三田証券株式会社の口座開設、及び本公開買付けの応募手続については、株式会社SBI証券のホームページから三田証券株式会社の本公開買付け専用のホームページ画面にアクセスできますので、詳細は三田証券株式会社の本公開買付け専用のホームページ画面をご参照いただくか、三田証券株式会社までご連絡のうえご確認ください。詳細は、下記「7 [応募及び契約の解除の方法]」の「(1) [応募の方法]」の(注1)をご覧ください。

(後略)